

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

延滞税免除通達・誤指導は延滞税免除

Q : 延滞税が免除される場合の要件などを示した通達が公表されたそうですが、内容を教えてください。

A : 税務職員による誤指導が把握された場合などは、延滞税が免除されることが明らかにされました。

【解説】

国税庁はこのほど、「人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除について」という通達を公表しました。

この通達は、延滞税の免除ができる場合として国税通則法で定められている「人為による異常な災害又は事故」が具体的に何を指すかを明文化したもので、次のような場合が該当するとされています。

(1) 誤指導

税務職員が納税者から十分な資料の提出があったにもかかわらず、税法の解釈や取扱いについての誤った指導をし、納税者が納付すべき税額の全部または一部について申告・納付ができなかった場合

(2) 申告書提出後の法令解釈の明確化等

税法の解釈について、申告書の提出後に法令解釈が明確化されたことで、その明確化された法令解釈と申告書提出時の納税者の解釈とが異なることとなった場合

(3) 申告期限時の課税標準等の計算不能

(4) 振替納付に係る納付書の送付漏れ等

(5) その他類似事由

